

国土強靱化推進本部の後援等名義の使用について

〔平成28年5月24日〕
〔国土強靱化推進本部決定案〕

国土強靱化推進本部は、求めに応じて当該本部の後援等名義の使用を承認することにより、国土強靱化の推進を図ることとする。

このため、国土強靱化推進本部の後援等名義の使用に関し必要な事項は、本部長が定める。